

杉谷埋立地トラックスケール更新修繕 仕様書

1 業務概要

本修繕は、久留米市杉谷埋立地で使用しているトラックスケールが落雷により故障したため、更新するものである。更新にあたっては、計量法等の関係法令を遵守の上、故障以前に有していた機能への復旧を、必要最小構成により行うものとする。

2 件名

杉谷埋立地トラックスケール更新修繕

3 履行場所

久留米市高良内町 1789-1 杉谷埋立地

4 履行期間

契約締結日の翌日から6ヶ月間

5 適用

本仕様書は「杉谷埋立地トラックスケール更新修繕」に適用する。

6 規定

本修繕は、契約書及び設計図書(設計書、本仕様書、図面。以下同じ)を遵守し施工のこと。

但し、これらに記載されていない事項は国土交通大臣官房長官監修「建築工事標準仕様書(建築工事・電気工事・機械工事編)(令和4年度版)」によるものとする。

7 疑義

本仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、両者協議の上、本市の指示に従うものとする。

但し、本仕様書及び設計図書に明記なくとも、業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の負担において施工しなければならない。

8 材料及び機器

使用材料及び機器は、それぞれの用途に適合する製品とする。

また、日本作業規格(JIS)、電気規格調査会規格(JEC)、日本電気工業会標準(JEM)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

9 仕様

更新機器の仕様は以下の表に示す通りとする。

	項目	仕様・規格
1	台数	1台
2	秤量	25,000 kg以上
3	目量	10 kg
4	使用範囲	200-25,000 kg
5	精度	0～5,000 kg以下 ±5 kg 5,000 kg～20,000 kg以下 ±10 kg 20,000 kg～25,000 kg以下 ±15 kg
6	設置方法	ピット埋込み型(但し、ピットは既設流用とする。)
7	積載台寸法	8,000 mm×3,000 mm
8	積載台(鋼材)の下処理	第3種若しくは第2種ケレン
9	塗装仕様(参考)	下塗：変性エポキシ樹脂塗料(膜厚 30 μm) 2回 中塗：ポリウレタン樹脂塗料(膜厚 20 μm) 1回 上塗：ポリウレタン樹脂塗料(膜厚 20 μm) 1回 ※上記の塗料若しくはこれと同等性能以上を有する塗料を使用のこと。 ※上塗・中塗は積載鉄板上面のみ。
10	塗装色	マンセル 10B 6/10(青)
11	荷重検出方法	4点ロードセル
12	電源	AC100V
13	周囲温度	-5～40°C
14	検定区分	検定対象
15	設置都道府県	福岡県

※既設品

- ・積載台：KMT8-8030-1 川鉄アドバンテック製
- ・表示器：KDI-130 川鉄アドバンテック製
- ・和算箱：川鉄アドバンテック製
- ・ロードセル：川鉄アドバンテック製
- ・和算箱-指示計ケーブル：KNPEV-SB 1.25sqx3p(50m) 泉州電業製
- ・計量用 PC：計量ソフト搭載なし。積載台上に載った車両の重量を表示器にてデジタル表示するまでを本修繕で復旧する機能とする。

10 落雷対策

- ・落雷による機器(ロードセル、表示器等)の故障を防止するため、必要な対策を講じること。
- ・表示器に接続される電線・ケーブル類にはコネクタを設置し、容易に着脱可能であること。
- ・その他、機能上当然と認められるものは本修繕で施工すること。

11 検定

計量法に定める基準に適合した、特定計量器であること。当該特定計量器にはそれを証明する、各都道府県の計量検定所による「検定証印」、若しくは国が指定した製造事業者による「基準適合証印」が付されていること。

12 業務の内容

- (1) 既設機器撤去、処分
- (2) 更新機器設置
- (3) 試運転確認
- (4) 操作説明
- (5) 完成書類作成、提出

13 保証期間

本修繕の保証期間は正式引渡し日より 1 年間以上とする。引渡し後、正常な使用状態において、保証期間内に発生した故障の内、明らかに受注者の設計、製作上の不備に起因するものについては、受注者の負担にて速やかに修理又は取替を行わなければならない。原因不明の故障が生じた際には原因究明後、発注者と受注者で協議の上、費用について決定する。

但し、流用品については適用しないものとする。

14 許認可申請

業務内容により、受注者が関係官庁へ許可申請、報告、届出書等の必要がある場合には、その手続きを受注者が速やかに行い、市に報告すること。

また、業務の範囲において市が関係官庁への許可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力すること。

15 留意事項

- ・事故防止のため、安全保護具をはじめとする必要な安全措置を講じること。
- ・資格を要する作業を行う際には、必ず有資格者が行い、必要となる資格証を携帯すること。
- ・関係法令を遵守し、事故が発生しないようにすること。
- ・一般来場者、作業従事者の安全を確保すること。
- ・場内では徐行運転すること。
- ・火器を使用する場合は、発注者と協議の上、火災や事故等を防止するため必要な安全措置を講じること。
- ・本修繕により生ずる廃棄物は「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理すること。
- ・本業務で使用する機器、機材等は発注者に承認を得た上で使用すること。

16 暴力団排除に関する事項

受注者は本修繕の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。